



Title	中世カスティーリャ王国の都市法（フエロ）に見る女性
Author(s)	駒村, 幸
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59124
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	駒村幸
博士の専攻分野の名称	博士（言語文化学）
学位記番号	第 25059 号
学位授与年月日	平成24年3月22日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 言語社会研究科言語社会専攻
学位論文名	中世カスティーリャ王国の都市法（フエロ）に見る女性
論文審査委員	（主査） 教授 大内 一 （副査） 教授 堀内 研二 教授 東 明彦 准教授 鈴木 広和 准教授 古谷 大輔

論文内容の要旨

11世紀から13世紀にかけてキリスト教徒によるレコンキスタ（国土回復運動）が「大進展の時代」を迎えていたカスティーリャ（・レオン）王国では、成立時期や植民者構成、地理的条件はもとよりレコンキスタの進捗状況により性格の異なる都市がそれぞれ固有のフエロを享受する状況にあった。さまざまな要素が混在する王国の法に関して、イベリア半島の歴史的な経緯からローマ法や西ゴート法あるいはゲルマン法の影響を特定しようとする研究動向が見られた。中世スペインの法におけるゲルマンの要素をめぐり、それが中世スペインの法を支配する要素であるとするイノホサ¹とカスティーリャ王国の法に統一性がないこと、そして王国の法とゲルマン法との類似性はある特定の制度・地域に限定されることを理由に挙げて、一般現象として法の「ゲルマン化」は受け入れられないとするガルシア＝ガリョ²の間で論争が起こった。そして、ゲルマン起源の西ゴート慣習法が完全に消滅したという見解を示すアルパロ・ドルスは、中世カスティーリャ王国の法に見られるゲルマンの要素は西ゴート慣習法に由来するのではなく、後のフランク王国の影響であるとし、部分的ではあるもののガルシア＝ガリョと一致した見解を示した³。

こうした問題意識のもと、本論文は「法のモザイク状態」にある中世カスティーリャ王国の法のうち、フエロのなかの女性を考察するために家族法（婚姻、夫婦財産制、相続）に関する規定に着目して、その相互比較をとおして地域的差異を、またローマ法や西ゴート法との比較をとおしてその内容変遷を確認するとともに、そこに現れる特徴を分析・考察するものである。

第1章では、中世カスティーリャ王国フエロのなかの女性に関する考察の一環として、女性が当事者となり頻りに登場すると予想されるフエロの婚姻規定を取り上げた。婚姻規定のうち、（1）同意、（2）婚姻贈与、（3）婚約解消に関する規定に絞って、ローマ法と比較しながら、西ゴート法におけるローマ法の影響の内容を具体的に検証分析した。その後、主に11～13世紀の間に成立した様々なフエロの婚姻規定の相互比較をとおしてその地域的差異を分析するとともに、前時代のローマ法と『俗西ゴート法典』等との比較をとおしてその内容変遷を確認し、そこに現れる特徴を考察した。

まず、カスティーリャ王国フエロの婚姻規定の大きな特徴は、レオン王国地域のフエロには婚姻規定が少なく、カスティーリャ王国地域のフエロには目立って多いことである。そして、婚姻贈与のなかで、ローマ法にも西ゴート法にも、そしてカスティーリャ王国のフエロにも共通しているのが、男性側から贈与される婿資である。『ゲルマニア』のなかで「贈物は妻が夫ではなく、夫が妻に差し出す」⁴と述べられていることから、ゲルマン古来の風習が受け継がれたものと推察される。フエロの婚姻規定において、唯一男性側から贈与される婿資がゲルマン法の要素と特定できる。

第2章では、11～13世紀カスティーリャ王国のフェロで採用された夫婦の財産システムのなかの後得財産制を扱った。前半部分では、後得財産のなかの積極財産に着目して、規定内容を整理し、ローマ法や西ゴート法の影響を考察しながら当時の後得財産制に見られる傾向を分析した。それと同時に、

¹ Hinojosa, E., ; *El elemento germánico en el Derecho español*, Madrid, 1915.

² García Gallo, A., ; “Aportación al estudio de los fueros”, *Anuario de Historia del Derecho Español* 26 (以下 *A. H. D. E.* 26) , 1956, ps. 387- 446.

³ Tomás y Valiente ; *Manual de Historia*, p. 131.

⁴ 国原吉之助 ; 「ゲルマーニア」, p. 363.

夫婦の財産管理・運営における妻の役割の考察も試みた。

12世紀以降の主にカスティーリャ王国地域のフェロが採用した後得財産制は、婚姻期間中夫婦で後得財産を共有し、婚姻関係解消の際に夫婦間でまたは寡婦（寡夫）と故人の相続人の中で後得財産を等分することを原則としている。最終的な分配比率が異なるため厳密には違うものの、婚姻期間中に夫婦が共有財産を持つ時点で西ゴート法の財産システムと共通する。後得財産の共有を定めるフェロが多いなか、後得財産の分配時期を婚姻解消時に限定せず、後得財産を分離する傾向にあるフェロ（コリアのフェロの法家族とソリアのフェロ）は、夫婦の財産を完全に分離するシステムを採用するローマ法の影響を受けていると考えられる。一般に工事・改修作業の対象となった不動産は後得財産と見なされるものの、13世紀以降の多くのフェロでは、等分の原則から外れることが多い。不動産の改修作業をとおして配偶者の個人財産を手に入れる可能性に言及するフェロ（アルカラー・デ・エナーレス、ブリウエガ、フエンテス、ソリタ・デ・ロス・カネスのフェロとコリアのフェロの法家族、）は共通して、そのための条件を工事・改修作業への積極的な貢献としている。この条件は、既に述べたとおり、婚姻期間中に獲得した財産を夫婦それぞれの貢献度に応じて分配する西ゴート法の財産システムを想起させる。一方、個人の財産が配偶者に渡る可能性を認めていないフェロ（ソリタ・デ・ロス・カネスのフェロを除くクエンカのフェロの法家族とソリアのフェロ）は、工事・改修作業の対象不動産の総価値を等分する方法や収支を夫婦で折半する原則をとおして夫婦間の財産分離を徹底させており、この点でローマ法の財産分離制を想起させる。夫婦が何らかの共有財産を交換して得たもしくは購入した財産は一般に後得財産である。しかし、個人の財産を取引対象にして獲得した財産については、コリアのフェロとその法家族では改めて後得財産として扱われたのに対し、ソリアのフェロではそのまま個人の財産と見なされている。後得財産の共有が分離かの基準に照らすと、前者は西ゴート法、後者はローマ法の影響を受けていると考えられる。また、後得財産の等分時期を婚姻関係の解消時に限定せず、「生前であれ死後であれ、必要に応じて」とするクエンカのフェロの法家族では、婚姻期間中に夫婦が後得財産を分離する可能性が想定されており、ローマ法と西ゴート法の二つの要素が併存していると言える。

また、第2章の後半部分では、「殺人犯の妻」に着目した。考察に際して主に扱ったフェロの規定は、後得財産に含まれる消極財産の中でも普通殺人⁵を犯した場合の財産刑に関するものであり、具体的な刑罰の内容を確認するとともに、「殺人犯の妻」としてどのような社会的責任を負ったのかを詳細に見ていった。併せて、連帯責任を規定するフェロと連帯責任を求めないフェロの地域的差異だけでなく、連帯責任を規定するフェロの特徴やその基準あるいは要因を考察した。後得財産制の消極財産の一例として、「殺人犯の妻」となった女性がどのような社会的責任を負ったのかについて「連帯責任」をキーワードとして詳細に見てきた結果、レオン地域では一様に、罪を犯した者だけが処罰されるべきというローマ法の伝統を受け継ぐ西ゴート法の原則に立脚して、殺人犯本人が処罰され、財産刑が科された場合でも妻の固有財産や後得財産の持ち分が保証されたため、「殺人犯の妻」は連帯責任を負う必要がなかったことが確認された。一方、カスティーリャ王国地域では、クエンカのフェロが登場する以前までは、西ゴート法の原則に基づいて「殺人犯の妻」に夫の罪の連帯責任が問われることはなかったが、「殺人犯の妻」に連帯責任を求めるクエンカのフェロが成立した12世紀末からは、連帯責任を問うフェロと問わないフェロが混在する時期を経験した。

そして第3章では、王国内で遺言相続よりも圧倒的に優位にあったと言える法定相続を扱った。ここでは、フェロの規定に見られる法定相続の卑属優先や均分相続といったいくつかの原則に着目し、

ローマ法や西ゴート法の関連する規定を取り上げ、両法の異同を確認した後に、フェロの規定にローマ法またはゲルマン法の要素が見られるかどうかを考察した。特筆すべきは、卑属優先の原則に基づく後生児の財産相続に関する規定である。条件に違いがあるものの、後生児に相続能力を認めるその法伝統はローマから西ゴート王国へと受け継がれ、カスティーリャ王国のフェロも同じ流れを汲んで、後生児による亡父の財産相続を認めている。後生児が9日以上生存することを相続の条件とするソリアのフェロと洗礼を受けていることを条件に定める『フェロ・レアル』は、いずれも後生児の出生後を重視する点で西ゴート法と共通する。一方、父親の死後9ヶ月以内に寡婦が出産することと後生児が9日以上生存することを条件とするクエンカのフェロとその法家族は、被相続人である父親が死

⁵ 尊属殺人や配偶者殺人などではなく、他人を殺す普通殺人を扱う。

亡する時点で母親の胎内にいること、すなわち後生児の出生前を重視するローマ法と、後生児の出生後を重視する西ゴート法双方の条件を採り入れていることが分かった。そして、ローマ相続法の大きな特徴である均分相続は、西ゴート法へと受け継がれ、中世カスティーリャ王国でも、西ゴート法の伝統に従うレオン王国地域やトレド周辺地域だけでなく、西ゴート法の伝統が希薄であったカスティーリャ王国地域でも有効であり、王国内で共通の一大原則となっていた。

本論文で扱ったフェロの家族法に関する規定の大半は、ローマ法とローマ法の流れを汲んだ西ゴート法の影響を受けていることが判明した。これらのフェロの規定においてゲルマン法の要素と特定できるのは、唯一婚姻規定における男性側から贈与される婿資である。本論文の対象としたフェロの家族法に関する規定に限って言えば、ゲルマンの要素が中世スペインの法を支配する要素であるとするイノホサの説は当てはまらない。一方、フェロが採用する遺留分制度は、「自由分」に対する遺留分の意味合いが強く、「ゲルマン型」に分類されると考えられるが、「ゲルマン型」の遺留分制度は古ゲルマン社会ではなくフランク王国発祥である。この点は、中世カスティーリャ王国の法に見られるゲルマンの要素はゲルマン起源の西ゴート慣習法に由来するのではなく、後のフランク王国の影響であるとするアルバロ・ドルスの見解と一致する。

論文審査の結果の要旨

駒村幸氏の博士論文:「中世カスティーリャ王国の都市法(フェロ)の中の女性」は、レコンキスタの拡大期である11～13世紀のカスティーリャ王国の諸都市が享受した局地慣習法である都市法(フェロ)の中の「婚姻」、「夫婦財産」および「相続」に関する規定、いわゆる家族法的規定に着目し、ローマ法およびゲルマン的伝統がそれらに与えた影響を確認しつつ、諸規定の比較をとおしてフェロの地域的差異や特徴を実証的に分析・考察することで、中世カスティーリャ王国の法体系におけるゲルマン的要素を強調したイノホサやカスティーリャにおける法の「ゲルマン化」に反駁したガルシア・ガリーヨ等の前世紀の碩学による大枠的議論を検証・修正することを目的としている。そして、第一章の婚姻制度については、「同意」、「婚姻贈与」、「婚約解消」の各要件に焦点をあて、第二章の夫婦財産制度については、「ローマ法」の完全分離制および「西ゴート法」の共有財産制を踏まえたうえでフェロにおける「後得財産」の規定に着目し、第三章の相続制度については、フェロにおける「卑属優先の原則」および「均分の原則」を取り上げて、それ

それぞれに関するローマ法、西ゴート法およびフエロの関係性と通時的傾向を分析するとともに、カステイーリャ王国内の地域的傾向を明確にすることに成功している。また、本論文を構成する婚姻および後得財産に関する内容は、すでに学会誌あるいは専門誌(共に査読有り)に4本の論文として掲載されている。

詳細な分析によって得られた「カステイーリャ王国のフエロにおける「婚姻」、「夫婦財産」および「相続」という家族法的規定の大部分は、ローマ法およびローマ法の強い影響を受けた西ゴート法の流れをくむものであり、ゲルマン的な法伝統が見られるのは、婚姻制度のなかの男性側から女性側に贈与される「婿資」に関する規定と相続に関する遺留分制度の二点である」という結論は、決して大きな結論ではないが、実証的で信頼性が高いと判断される。また、諸都市のフエロの地域的傾向に関する実証的な指摘は、新たな知見として高く評価できる。以上の成果は、本論文の当初の目的を果たしたとすると十分にであろう。

上記の成果を別として、フエロに関する入手可能な全ての刊行一次資料を丹念に読み込み、さらに、フエロに関する個別的な数多くの先行研究を踏まえて、「婚姻」、「財産」および「相続」に関する諸フエロの規定について詳細かつ丁寧に分類し、正確な傾向分析を行っていること自体も本論文の優れた点と言える。これは駒村氏が研究者としての基本的資質を有していることを明示するものであり積極的に評価できる。

もともと、本論文に問題点がないわけではない。もし家族法的規定に限定せず、フエロに見られるローマ法とゲルマン的な法伝統の影響を中心に論じるなら、刑法関係の規定を看過することはできず、この点は今後の課題として指摘されなければならない。また、本論文においては、先行研究に関する批判的な検証の不足が否めず、史料解釈にやや不十分な点があるとの指摘がなされ、欧文レジュメにタイプミス等が散見されたのも事実である。

しかしながら、上記のマイナス点が、フエロの地域的差異とその傾向を検証しつつフエロにおけるゲルマン的要素の影響が限定的であることを実証した本論文のもつ学術的意義を大きく損なうものではないと判断し、本審査委員会は、本論文が博士(言語文化学)の学位を与えるに相応しいものであるとの結論に至った。